

（建築物等の基準）

第6条 本協定区域内の建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備は、次の各号に定める基準によらなければならない。

（1）建築物の用途は、専用住宅とする。ただし、集会所及び次の（a）から（e）に掲げる用途を兼ねるもので、延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供し、かつ、これらの用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下のものについてはこの限りではない。

- （a）事務所
- （b）日用品の販売を主たる目的とする店舗
- （c）理髪店又は美容院
- （d）学習塾、茶道、華道教室、その他これらに類する施設
- （e）診療所（家畜等の診療を行う為の施設を除く。）及び薬局

（2）建築物の高さは、地盤面から10メートル以下とし、地階を除く階数は3以下とする。

（3）本協定区域内の日影規制・道路斜線制限・隣地斜線制限等は第1種住居地域に適用される値に準じるものとする。

（4）敷地の地盤面の高さは原則として協定締結時の地盤面を変更してはならない。ただし、造園及び駐車スペースを築造するための切土及び盛土についてはこの限りでない。

（5）建築物の敷地は、協定締結時の別添区域図に示す区画とし、敷地の分割はできないものとする。ただし1区画で分割後の区画面積が135平方メートル以上確保される場合はこの限りでない。

（6）建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離（以下「外壁の後退距離」という。）は0.5メートル以上とし、道路境界線までは1.0メートル以上とする。ただし、外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。

- （a）外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。
- （b）物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。
- （c）出窓・ベランダ及びデザインによる柱型等

（7）道路に面する垣又は柵の構造は生け垣又はパイプフェンス等とし、コンクリートブロック塀等にしてはならない。ただし、門柱及び意匠上これに付属する部分並びに天端高80センチメートル以下のコンクリートブロック塀等はこの限りでない。

（8）敷地内の空地は、樹木等により極力緑化に努めるものとし、建築物等の色彩、形態及び意匠は良好な住宅地に調和するものでなければならない。

（9）クーラー等の室外機等については、道路から極力見えないように設置すること。

（10）フェンス及び植栽等は、近隣の採光及び通風を著しく妨げないものとする。

（11）カーポートを設置する場合は、近隣の採光を妨げないよう透明性の高い材料を使用すること。